

# 市政トピックス

## 9月17日は敬老の日

長寿介護課 長寿係 (☎)0150  
 社会福祉協議会 (☎)8833

敬老の日は、長年社会に貢献してこられた高齢者に感謝し、長寿を祝う日です。

長寿のお祝いとして左表の対象者には、市および社会福祉協議会から敬老祝金等を贈呈します。

対象者	敬老祝金等
数え80歳(傘寿)(昭和14年1月1日~12月31日生まれ)	5千円(市)
数え88歳(米寿)(昭和6年1月1日~12月31日生まれ)	1万円(市) 3千円(社協)
数え100歳(百寿)(大正8年1月1日~12月31日生まれ)	3万円(市) 1万円(社協)
最高齢者	祝品(市) 1万円(社協)

▼贈呈期間 9月上旬~中旬

▼贈呈方法 数え80歳、88歳の人は各地区の民生委員が訪問し贈呈します。数え100歳、最高齢者および市内特別養護老人ホーム入所の人は市長、社会福祉協議会会長が訪問し贈呈します。

○市内最高齢者は次のとおりです。ご長寿おめでとうございます。

(平成30年8月15日現在、年齢基準日 平成30年12月31日)「敬称略」  
 野村スエ(牛田町) 103歳

## 国民年金保険料の後納制度の終了について

国保医療課 国保年金係

刈谷年金事務所 (☎)0123  
 ねんきん加入者ダイヤル (☎)2110  
 (☎)0570(003)004

国民年金保険料の後納制度が、平成30年9月30日で終了します。

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月~平成30年9月の3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

この保険料後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことでの年金の受給ができなかつた人が年金受給資格を得られる場合があります。

○納めることができる人

平成30年9月現在、平成25年9月~平成28年7月に国民年金保険料の未加入、未納期間を有する人

※60歳以上で老齢基礎年金を受給している人は対象になりません。

○申請に必要なもの

・年金手帳

・印鑑

※9月30日は日曜日のため、9月28日(金)までに刈谷年金事務所まで申込み手続きをしていただき、納付完了の必要があります。

※050から始まる電話でねんきん加入者ダイヤルにおかけになる場合は日本年金機構(03-663

0-2525)へご連絡ください。

## かかりつけ医をもちましよう

保健センター (☎)8211

急速な高齢化に伴い、医療を必要とする人が増加している一方、軽症であっても病院の救急外来を受診するケースが増えています。そのため、入院や緊急手術が必要な、生命の危険がある救急患者の対応が十分にできなくなる恐れがあります。なるべく診療時間内に受診し、健康状態についていつでも相談できる「かかりつけ医」に診てもらいましょう。

かかりつけ医とは日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、日常的な診療や健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近なお医者さんのことです。今まで診察してきた情報から総合的に判断し適切な治療を受けることができます。専門外の病気や高度な医療が必要な場合は、適切な病院を必要な情報を添えて紹介してもらえます。

診療時間外など「かかりつけ医」が不在の場合、急な病気の診察は、休日診療所や当直当番医をご利用ください。当直当番医については、毎月1日号の広報や市ホームページでお知らせしています。身近に日頃から相談できる「かかりつけ医」を持つことは、大きな安心を手に入れることとなります。いざという時のためにも、かかりつけ医をもちましよう。

## 乳幼児の聴力について心配されている保護者の皆さんへ

県立岡崎聾学校

(☎)0564(45)2830

「音に反応しない」、「呼んでも振り向かない」、「ほかの子と比べて音への反応が悪いようだ」、「1歳半を過ぎてても言葉が出ない」などで悩んでいる保護者の皆さん、岡崎聾学校の教育相談・乳幼児教室にご相談ください。

「聞こえ」と「言葉」は3歳までに急ピッチで発達しますが、その時期を逃すと言語や社会性などの発達に大きな支障をもたらすと言われていいます。聞こえに問題のある子どもに対する教育は、早ければ早いほど効果があります。少しでもお子さんの聞こえに疑問を抱かれたら、ためらわずにご相談ください。

また、産科などで出生時に実施している新生児聴覚スクリーニングについての相談にも応じていますので、結果に不安を抱えている保護者の人はご相談ください。

※相談・聴力測定は無料で実施しています。

▼申込み・問合せ 電話またはFAXで県立岡崎聾学校 教育相談・乳幼児教室(岡崎市西阿知和町字御用田1の23 FAX0564(45)6248 午前8時30分~午後5時)へお申込みください。

○ホームページ  
<http://www.okazaki-sd.aichi-c.ed.jp/>

平成30年7月豪雨災害義援金をありがとうございました

福祉課 障がい福祉係 ☎(95)0118

たくさんの方の義援金ありがとうございました。また、市内の募金箱の分と併せて7月20日までに市へ寄せられた「平成30年7月豪雨災害義援金」総額は、5万1千701円です。

お寄せいただいた義援金は日本赤十字社を通して全額を被災地へお届けしました。

「#一番住みたい愛知SNSフォトコンテスト」の作品募集

県政策企画局 企画課  
☎052(954)6089



市制50周年 事業ロゴマーク決定!!

市制50周年事業全般に使用するロゴマークを募集したところ、全国から432点の応募があり、厳正なる審査を経た結果、次の作品が最優秀賞となりました。

【最優秀賞】

大阪府 田中勉さんの作品  
ありがとう知立! これからも知立!

最優秀賞となったロゴマークについては、印刷物・イベントポスター等、各種媒体で使用するとともに、市制50周年記念冠使用事業に認定された市民の皆さんも使用することができます。

市制50周年記念冠使用については、市ホームページをご覧ください。

○ <http://www.city.chiryu.aichi.jp/topics/1528421725598.html>

▶ 問合せ 企画政策課 政策係 ☎95-0114

屋外広告物適正化旬間

建築課 施設管理係 ☎(95)0156

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です。

はり紙、はり札、立看板、広告塔など屋外広告物を設置するには、街の美観や自然環境を守るため「愛知県屋外広告物条例」に基づく一定の制限があります。屋外広告物を設置する際は事前に市役所建築課施設管理係に相談し、規制内容の確認をお願いいたします。

※設置に許可が必要な場合、許可申請書提出が必要となります。

屋外広告物条例を守り、美しい街づくりを進めましょう。

9月10日は下水道の日

下水道課 下水道庶務係  
☎(95)0159

下水道は、汚れた水を浄化センターに集めて、その水をきれいにし川や海に戻す役割があります。健康で文化的な生活を実現するためには、下水道はなくてはならない存在です。

皆さんに下水道に対する理解を深めていただくため、毎年9月10日を「下水道の日」と定めています。

○ 下水道の目的と役割

【雨水の排除】市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水の被害から私たちの生命や財産を守ります。

【トイレの水洗化】汲み取り式トイレを下水道へ接続することで水洗化でき、悪臭がなくなります。

【環境改善】水路や道路の側溝に汚れた水が流れなくなるため、蚊やハエなどの害虫の発生源をなくすことができます。

【水質の保全】汚れた水がそのまま川や海に流れなくなるので、川や海がきれいになり、自然環境を守ります。

○ 下水道への接続

下水道が使えるようになったら、すみやかに下水道に切り替えましょう。汲み取り式トイレの場合は、3年以内に水洗化することが法律で義務付けられています。

また、汲み取り式トイレ以外の場合でもすみやかに下水道に切り替えを行う必要があります。

なお、下水道への接続工事は、必要な知識を持った知立市下水道事業排水設備工事指定工事に依頼していただくことになっています。(下水道課の窓口で指定工事店一覧表を配布しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。)

○ 下水道へ接続されている人へのお願い

- ・ 水に溶けない紙製品(紙おむつや紙おしぼり)は流さない!
- ・ 生ごみは流さない!
- ・ 油類は流さない!
- ・ 一人一人がルールを守り、正しく下水道を使用しましょう。





# 西三河8市町特別徴収徹底宣言

## ～個人住民税は給与からの天引きで～

### ○平成31年度から特別徴収義務者の指定を徹底します

法令で、所得税の源泉徴収義務がある事業所は従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）によって納めることとされています。西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は、納税者の利便性向上および法令遵守などのため、平成31年度から原則としてすべての事業所に特別徴収義務者の指定を実施します。

#### ▶個人住民税の特別徴収とは

事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって市町村へ納入する制度です。

#### ▶指定対象事業所

従業員の総数が3人以上の事業所

※正社員、契約社員、パート、アルバイト、役員などの雇用形態は関係ありません。

#### ▶特別徴収の対象となる従業員

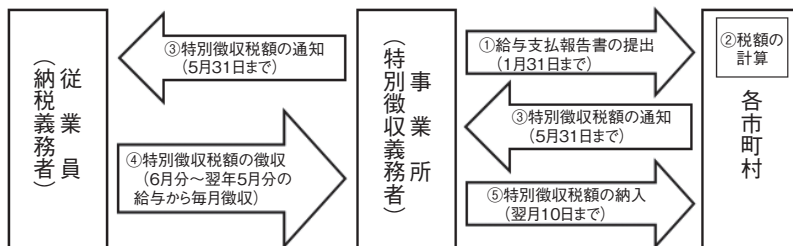
前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払を受けた人で、4月1日現在においても事業所から給与の支払いを受けている人

ただし、以下のいずれかに該当する従業員は普通徴収（市から送付される納付書等で納付）となります。

- ・総従業員数が3人未満の事業所の給与所得者
- ・毎月の給与が少なく、指定された税額を天引きできない人
- ・給与の支払が不定期な人（給与の支払のない月がある人）
- ・個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する場合は除きます。）
- ・退職者・休職者または指定年度の5月31日までに退職・休職予定の人

#### ▶個人住民税の特別徴収のメリット

特別徴収にすると金融機関に向く必要がなく、納め忘れることがありません。また、年税額を12回に分けて給与天引きしますので、1回あたりの負担が軽くなります。現在、普通徴収の対象となる従業員に該当しないにもかかわらず個人住民税が特別徴収されていない人は勤務先へお問合せください。



▶問合せ 税務課 市民税係  
(☎95-0116)

公園清掃ボランティア（公園愛護会）を募集します

都市計画課 公園緑地係

(☎95)0157

公園の清掃ボランティアをしてくださる団体・企業を募集しています。

市には、大小合わせて126箇所の公園・緑地があり、そのうち69箇所の公園・緑地で、町内会や子ども会、老人会、企業などが、「公園愛護会」として活動中です。子どもから大人まで安心して利用できる公園となるように、「公園愛護会」の設立にご協力をお願いします。

#### ▼主な活動内容

- ・公園内の清掃（月2回以上）
- ・公園内の除草（月1回以上）
- ・公園の施設の破損を発見した時の連絡など

#### ▼活動する時の道具等について

- ・清掃に必要な道具やゴミ袋などは市で支給します。
- ・わずかですが、報償金をお渡しします。

#### ▼愛護会募集公園

昭和6号公園、社口公園、逢妻公園、御手洗公園、東八鳥公園、西出口公園、城下公園、大林公園、山屋敷小公園、向田小公園、鳥居公園、尼子田公園、本林小公園、才兼池公園、新池小公園 ほか

※詳しくは都市計画課までお問合せください。

# パブリックコメント

—皆さんのご意見を募集します—

## 「第3次知立市男女共同参画プラン(案)」

本市では、平成21年に策定した「第2次知立市男女共同参画プラン」をもとに、男女共同参画社会実現のため、さまざまな施策を推進してきました。

このたび、第2次プランの計画期間が平成30年度をもって終了となることに伴い、社会状況の変化や市のこれまでの取組み状況および市民の男女共同参画に対する意識調査結果等を踏まえ、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、「第3次知立市男女共同参画プラン(案)」を作成しましたので、パブリックコメント(市民意見提出手続)制度に基づき、広くご意見を募集します。

- ▼閲覧・意見募集期間  
9月10日(月)～10月9日(火)
- ▼閲覧場所 協働推進課(市役所3階)・行政資料コーナー(市役所3階)・図書館・市ホームページ
- ▼意見の提出方法  
① 郵送 〒472-8666(住所不要) 知立市役所 協働推進課宛
- ② FAX (83)1141
- ③ Eメール kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp
- ④ 協働推進課窓口へ書面で提出

※様式は自由ですが、個人の場合は、「氏名」と「住所」、法人の場合は「団体の名称」と「所在地」を必ずご記入ください。口頭、電話での受付は行いません。

▼問合せ 協働推進課 協働人権係 (☎95)0144)

## 「知立市手話言語条例(案)」

平成18年に国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本でも平成23年に「障害者基本法」が改正されました。これにより、手話が言語であるとの位置づけがなされ、手話によるコミュニケーションがしやすい環境を整えることが求められています。

市においても、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者とうろ者以外の人が共生できる地域社会の実現を目指すことを目的に「知立市手話言語条例(案)」を作成しましたので、パブリックコメント(市民意見提出手続)制度に基づき、広くご意見を募集します。

▼閲覧・意見募集期間  
9月10日(月)～10月9日(火)

▼閲覧場所 福祉課(市役所1階)・行政資料コーナー(市役所3階)・図書館・市ホームページ

▼意見の提出方法

- ① 郵送 〒472-8666(住所不要) 知立市役所 福祉課宛
  - ② FAX (83)1141
  - ③ Eメール fukusi@city.chiryu.lg.jp
  - ④ 福祉課窓口へ書面で提出
- ※様式は自由ですが、個人の場合は、「氏名」と「住所」、法人の場合は「団体の名称」と「所在地」を必ずご記入ください。口頭、電話での受付は行いません。
- ▼問合せ 福祉課 障がい福祉係 (☎95)0118)

## 「知立市新水道ビジョン(案)」

水道事業は、現在、高度経済成長期において、集中的に建設された施設や管路の老朽化に伴う更新費用が増大しています。さらに、人口減少社会の到来や節水器具の進歩等により、料金収入が減少することが見込まれ、今後の経営環境は厳しさを増すことが予測されます。

こうした中、水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、皆さんに安全な水を安定供給するために、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、水道の理想像、取り組みべき事項、方策を示すことが必要です。

そこで、平成21年に策定された「知立市水道ビジョン」の計画期間10年

が終了することに伴い、実情に対応した中長期的な視野に基づく、水道事業全体の新たな計画である「知立市新水道ビジョン(案)」を作成しましたので、パブリックコメント(市民意見提出手続)制度に基づき、広くご意見を募集します。

- ▼閲覧・意見募集期間  
9月10日(月)～10月9日(火)
  - ▼閲覧場所 水道課(市役所2階)・行政資料コーナー(市役所3階)・図書館・市ホームページ
  - ▼意見の提出方法  
① 郵送 〒472-8666(住所不要) 知立市役所 水道課宛
  - ② FAX (84)0057
  - ③ Eメール suido@city.chiryu.lg.jp
  - ④ 水道課窓口へ書面で提出
- ※様式は自由ですが、個人の場合は、「氏名」と「住所」、法人の場合は「団体の名称」と「所在地」を必ずご記入ください。口頭、電話での受付は行いません。
- ▼問合せ 水道課 料金係 (☎95)0132)
- ▼意見の取り扱い 提出されたご意見とその検討結果は、次の場所で公表します。
- 各担当課窓口・行政資料コーナー(市役所3階)・市ホームページ
- ※ご意見を提出いただいた人の住所や氏名等は公表しません。
- ※ご意見に対して、個別に回答することはしません。

平成30年住宅・土地統計調査にご協力ください

企画政策課 政策係 (☎95)0114

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、市では約3千世帯の皆さんを対象とした大規模な調査です。

▼調査目的 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されます。

▼調査方法 調査対象となるお宅に、9月中旬から調査員（県知事が発行した調査員証と立入検査証を携帯しています。）が調査票の配布・回収に伺います。

なお、インターネット回答においては、調査に関する全ての回答がパソコン・タブレット・スマートフォンで24時間対応可能ですので、ぜひご利用ください。

ウォーターパレスKCからのお知らせ

○敬老の日無料開放について

65歳以上の人を対象に、プールを無料開放します。

▶とき 9月17日(祝) 午前9時～午後9時

※当日は年齢の確認できるものをお持ちください。

▶問合せ ウォーターパレスKC (☎24-6261)

皆さんからご提出いただく調査票は、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確なご回答をお願いします。

名鉄三河線のある風景インスタグラムフォトコンテスト

名鉄三河線複線化促進期成同盟会事務局 碧南市商工課商工観光係 (☎41)3311(内線372・374)

普段乗っている名鉄三河線。そこには普段気づかない風景、魅力が隠れているかもしれません。電車や車窓からの風景、線路や駅舎など、素敵な写真を撮ってインスタグラムで投稿してみませんか。優秀作品は今後の利用促進事業に活用させていただきます。

▼募集対象写真 名鉄三河線に関する写真。過去の写真でも構いません。（ただし、未発表のものに限る。）

▼応募方法 11月30日(金)までに「名鉄三河線複線化促進期成同盟会」の公式アカウントをフォローし、自身のアカウントを「公開」に設定して、撮影した写真に「#(ハッシュタグ)名鉄三河線海線」をつけて投稿してください。1人何枚でも応募できます。

▼入賞者 平成31年1月上旬に受賞者へ連絡します。

※応募された作品の著作権は主催者側に帰属します。

※人物が写っている写真を投稿する場合は、必ず許可を取ってからご応募ください。

救急の日・救急医療週間

衣浦東部広域連合消防局は、「救急の日」である9月9日に救急業務および救急医療に関する普及啓発を図るため、9月9日(日)「救急の日2018」を開催します。

▼とき 9月9日(日) 午前9時30分～11時50分

▼ところ アンフォーレ（安城市御幸本町12番1号）

▼内容 市民フォーラム「大丈夫か救急医療！」最後の砦を皆で守ろう！

▼講師 JA愛知厚生連 安城更生病院救急科代表部長 田沼昭彦氏  
その他にも、救急活動の実演などを行います。知立市「ちりゅうっぴ」、安城市「きーぼー」も応援に駆けつけます。

※碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市の一部または全域に気象警報が発令された場合、相当規模の災害が発生した場合または発生する恐れがある場合は中止します。

○救急車の適正利用について

当消防局の平成29年中の救急出動件数2万2千11件、搬送人員数2万735人とはともに過去最多となりました。救急出動件数の増加は、救急車を遠いところから出動させることになり、現場到着までの時間を遅らせてしまっています。さらに、搬送された人の約半数が、入院を必要としない「軽症」という現状もあります。このままでは本当に緊急性のある傷病者への対応が遅れてしまい、救えるはずの命が救えなくなる恐れがあります。救急車は限りある資源です。正しい命を救うために、救急車の適正利用をお願いします。

救命講習会（9月開催分） あなたは家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	安城消防署	碧南消防署	高浜消防署
講習会名	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅲ	実技救命講習
開催日時	9月16日(日) 午前9時～正午	9月15日(土) 午前9時～正午	9月23日(祝) 午前9時～11時
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	9月5日(水)午前9時から (☎75-2494) 救急係へ	9月5日(水)午前9時から (☎41-2625) 救急係へ	9月5日(水)午前9時から (☎52-1192) 救急係へ
対象	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人 ※いずれの会場でも受講できます。		
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 実技救命講習 インターネット上で応急手当WEB講習もしくは救命入門コースを受講された人が普通救命講習Ⅰにステップアップするコースで、心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法の実技 ※救命講習を団体で受講される場合は、最寄りの消防署へお問合せください。		

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp>)